

令和4年7月 定例総会議事録

日 時 令和4年7月29日(金) 午前9時30分～午後12時00分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 全員

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主幹	西原学	主査	竹内秀次
主査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

議 題

- 報告第21号 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について
- 報告第24号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下げについて
  
- 議案第66号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第72号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について
- 議案第73号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第74号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 7 月の行事報告と 8 月の行事計画を報告します。

(7 月の行事報告と 8 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。台風 5 号が接近中で気になるところですが、令和 4 年 7 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 21 号から第 24 号までの 35 件、議案が第 66 号から第 74 号までの 69 件、合計 104 件でございます。  
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。  
議事に入る前に今月の議事録署名を 4 番吉村委員と 8 番高田委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 21 号～報告第 24 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。  
議案第 66 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について

を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第66号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第66号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 今月の3条及び基盤法の事前審査を第5小委員会に付託されましたので7月20日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。  
議案第66号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について報告をします。  
1番、申請地を借受け新規就農を図る、期間は5年間です。  
2番、父より申請地を借受け、新規に農業経営を行うものです。議案第67号9番と同時申請です。期間は10年間です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第66号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第67号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 67 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について  
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する  
ものとする。

(議案第 67 号 1 番朗読、他 13 件省略)

議長 ありがとうございます。2 番と 3 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 議案第 67 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 2 番と 3 番について報告を  
します。

2 番と 3 番は等価交換です。2 番の面積が 1,912 m<sup>2</sup>、3 番の面積は 4,676 m<sup>2</sup>です。審  
査会で面積に差があるのではという意見が出ましたが、お互いが了承のうえで交換  
するということでもあります。事務局に等価交換の定義があるのかと質問をしまし  
たが、今はないということでした。今後、例えば山と交換してくれとかそういう問題  
も出てくると思うので、ある程度の定義を作った方がいいのではないかという意見  
が出ました。農業委員会としてなんらかの対応をするということでした。  
委員会としてはお互いが交換に了承したという事ですので、許可相当と判断しまし  
た。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 3 番は私が毎年大根を作るために借りていた農地です。2 番は〇〇委員の牧場の隣接  
地という事で、ここに書いてある通り、利便性というのを重視していいのではない  
かと私は思います。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今、中間管理事業で集積を進めていますよね。そういう観点から、集約を進める上  
でも、面積をそんなに言わなくても、農地を上手く使うのであれば、私はいいので  
はないかと思えます。

議長 他に質問等はありませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 67 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 2 番と 3 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、許可することに決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、2 番・3 番以外の審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 67 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 2 番・3 番以外について報告をします。

1 番、父から贈与を受けるものです。

4 番、母から贈与を受けるものです。

5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、総額 100,000 円。

6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、総額 200,000 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、総額 75,000 円。

8 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、総額 300,000 円。

9 番、申請地を購入し新規に農業経営を行う、総額 900,000 円。先ほどの新規就農者の議案第 66 号 2 番と同時提出です。

10 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、総額 30,000 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 7 月期の野尻町区分の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので、7 月 22 日に

審査会を実施しました。その結果を報告します。  
同じく議案第 67 号野尻町区分について報告をします  
11 番、父から贈与を受けるものです。  
12 番、母から贈与を受けるものです。  
13 番、甥から贈与を受けるものです。  
14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,334 円。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 67 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 68 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告します。  
1 番、期間は 3 年間で再設定、10a あたり 14,588 円です。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 69 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。  
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。すべて規模拡大を図るものです。  
1 番、総額 1,220,000 円。  
2 番、総額 2,500,000 円。  
3 番、総額 920,000 円。  
4 番、総額 200,000 円。  
5 番、総額 3,700,000 円。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。  
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 69 号野尻町区分について報告をします。  
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。  
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,739 円。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画  
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に  
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。  
(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積  
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 70 号 1 番朗読、他 23 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計  
画(農地中間管理事業)について報告をします。  
使用貸借 5 件、賃貸借 1 件、合計 6 件です。



審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 70 号野尻町区分について報告をします。  
使用貸借 5 件、賃貸借 13 件、合計 18 件です。期間と賃料はお目通しをお願いします。  
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 期間が野尻町は 10 年間、小林は 15 年 4 ヶ月間とありますが、その違いの説明をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より説明します。中間管理事業が始まったのが平成 26 年度からという事で、当初 10 年間で取り組みをしました。その後、基盤法改正により 20 年間までは契約期間が大丈夫になりました。中間管理機構といいますか、小林地区チームの中で設定をする時に、最初始まった時は 10 年間の利用権設定で、耕作者に対しては最初の 5 年間、残り 5 年間は再配分という事でした記憶があります。しかし、今後の事務的負担を考慮し、今回再配分手続きの際に、残りの 5 年間だけでなく、延長の意味で了解を取ったうえで、20 年以内の範囲で再設定をさせていただいていると伺っています。以上です。

議長 よろしいでしょうか。それでは他に質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第71号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第71号農地法第4条の規定による許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第71号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 今月は第4小委員会に農地法4・5条、非農地証明願の事前審査を付託されましたので7月21日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第71号農地法第4条の規定による許可申請書進達について報告します。  
1番、転用の理由はカーポート・倉庫です。須木のトンネルを出て左に入ったところでした。2種農地です。  
2番、貸駐車場です。ニトリの裏側で2種農地です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第71号農地法第4条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第72号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達  
についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第72号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請があったから意  
見書を付して進達するものとする。

(議案第72号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第72号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について  
報告をします。  
1番、細野、竹山。転用の理由は牛舎・資料置場です。申請地の下には牛舎が建っ  
ていました。雨水は地下浸透、残りは水路という事です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第72号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請に意見書を付して  
進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第73号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達につい  
てを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第73号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第73号1番朗読、他9件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第73号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1番と2番の場所は真方、小林玉、JA北支所があった所から右に入った所です。

1番、転用の理由は太陽光発電で2種農地です。

2番、建売分譲、2種農地です。

3番、東方、高津佐、植林で追認申請です。

4番、細野、大王、これも植林で追認申請です。

5番、堤、亀尾原、JA東支所横です。隣接地と申請地を一体利用する計画であり、隣接地は空き家、申請地は荒れ地でした。転用の理由は事務所・駐車場敷地です。

6番、堤、岩瀬、建売住宅です。周りは住宅地でした。

7番、堤、金鳥居、一般住宅敷地です。これも住宅の中がありました。

8番、南西方、鬼塚、駐車場・資材置場です。2種農地です。草が生い茂り中が見えませんでした。

9番、真方、松ノ元、一般住宅です。2種農地です。雨水は地下浸透、後は前にある水路ということでした。

10番、東方、東ヶ迫、東方地区体育館の手前を右に上がったところです。転用の理由は太陽光発電施設です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第73号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 74 号非農地証明願承認についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 74 号非農地証明願承認について  
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 74 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 74 号非農地証明願承認について報告します。  
1 番、北西方、下入佐、広い土地で 1 種農地です。所有者が病気で入院しており耕作する人もいないということです。草が生い茂っており、木を切った跡がありました。  
2 番、北西方、上鷹塚、まきゴルフの前です。2 種農地で転用の理由は原野です。  
3 番、南西方、孝ノ子と吉村の 2 か所です。どこがどこか分からないような山林でした。  
4 番、南西方、鬼塚。これも山林です。  
5 番、細野、夷守、夷守神社の駐車場の前です。住宅への進入路で、明治時代に道路であったそうです。  
6 番、北西方、大平、転用の理由は原野です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 74 号野尻町区分について報告をします。  
3 案件とも調査事項は山林です。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であります。  
7 番、1 種農地です。3 面山林です。1 面だけ農地があります。傾斜地です。  
8 番、1 種農地です。3 面山林で道路を挟んで 1 面だけ農地があります。ここも傾斜

地です。

9番、2筆のうちの1筆は2種農地です。3面山林で1面だけ隣接する農地がありますが、申請地の方が1段低く、今のところ影響はないと思われます。隣接する農地の地権者には地目を変えることの同意をもらっています。

もう1筆は農用地です。3面山林で1面は河川を挟んで農地がありますが影響はないと思われます。

3案件とも獣害の激しいところです。収益性は低いところで農地として復元しても継続して利用できないと判断しました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第65号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
以上で本日の総会を終了します。  
ありがとうございました。

閉議 午後12時00分

令和4年7月29日 定例総会

議事録署名

\_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ ㊟